

# 第36回 佐用町議会(定例)会議録 (第5日)

平成22年6月24日(木)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 7 号 消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書(案)(委員長報告)
- 日程第 2 . 発議第 8 号 「保育制度改革に関する意見書」(案)の提出について(委員長報告)
- 日程第 3 . 議案第 62 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 4 . 議案第 63 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 5 . 議案第 64 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 6 . 議案第 66 号 佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 7 . 議案第 67 号 佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 8 . 議案第 68 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 9 . 議案第 65 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 10 . 議案第 69 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 11 . 請願第 3 号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件(委員長報告)
- 日程第 12 . 請願第 4 号 非核平和宣言を求める請願書(委員長報告)
- 日程第 13 . 議案第 71 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 14 . 議案第 72 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 15 . 議案第 73 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 16 . 議案第 74 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 17 . 議案第 75 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について
- 日程第 18 . 議案第 76 号 物品購入契約の締結について(消防積載車購入事業(4台))
- 日程第 19 . 議案第 77 号 工事請負契約の締結について(中区加圧ポンプ場災害復旧工事)
- 日程第 20 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 追加日程第 1 . 発議第 9 号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)の提出について
- 

午前 09 時 27 分 開議

議長(矢内作夫君) 少し早いようですけども、お揃いですので、ただ今から始めさせていただきます。

おはようございます。早朝よりお揃いで出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

本日も、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

---

日程第 1 . 発議第 7 号 消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書(案)(委員長報告)

議長(矢内作夫君) 日程第 1、発議第 7 号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書(案)を議題といたします。

発議第 7 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長(井上洋文君) おはようございます。

ただ今より、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る、6月9日水曜日、午前9時27分から11時32分まで、役場3階、委員会室兼控室で行いました。

出席者は、井上、高木、松尾、大下、平岡、矢内の計6名の委員で、当局より、説明のため出席した者は、町長、副町長、総務課長、上月支所長、教育課長、教育推進室長、天文台公園長、天文台公園参事。開会時のみ出席した者は、復興担当理事、企画防災課長、会計課長、生涯学習課長、南光支所長、三日月支所長で、事務局より、議会事務局長、局長補佐。欠席者は、税務課長でした。

第 36 回定例会付託案件審査は、発議第 7 号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書(案)。

請願第 3 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 63 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例について。議案第 67 号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について。議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について。請願第 4 号、非核平和宣言を求める請願書の 9 件でございます。

それでは、発議第 7 号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書(案)について、報告いたします。

最初に提出者より追加説明があり、ヨーロッパに比べて、税率が高い、低いと言われるが、イギリスが、税率 17.5 パーセント。ドイツ 19 パーセント。フランス 19.6 パーセントだが、非課税な部分があると、課税割合で、イギリスが 62 パーセント。ドイツ 77 パーセント。フランス、71 パーセント。スウェーデン 58 パーセント。日本 89 パーセント、ほとんど非課税の部分がなく、消費税がそのまま、消費支出への課税割合になっている等の説明がありました。

質疑に入り、消費税を上げる中で、食品等減税をしていくのであれば、理解できるが、消費税は、参議院選挙もあり、国の方で、しっかりやってもらわなければならない等の質問がありました。質疑がありました。答弁としまして、参議院選挙もあり、政府の方で議論がなされる

段階で、意見書の提出は、時期に叶っている等答弁のあったところでございます。

続いて、討論に入り、反対討論としましては、今の状況の中では、無理な部分がある等ありました。

賛成討論としまして、現実的に、消費税は大企業には貯めこみになり、所得の低い人ほど税が重くなる等ありました。

続いて、採決に入り、賛成挙手少数により、発議第7号は、原案否決されました。

以上、報告いたします。

議長（矢内作夫君） はい、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

発議第7号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。本案に対する委員長の報告は否決ですので、まず、原案に賛成討論の方ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島裕文君。

16番（鍋島裕文君） では、消費税増税をやめ、減税を緊急に求める意見書案の賛成討論をいたします。

まず、本案が、本日、参院選の公示日に、本議会で論議されていること自体、非常にタイムリーなものとなっていることを指摘いたします。

さて、消費税は、低所得者、中小零細企業ほど負担が重い税金であり、増税すればするほど、貧困と格差を広げて、国民の購買力を奪い、財政再建の道を閉ざすものであります。

一昨日の22日に閣議決定した財政運営戦略は、消費税増税と法人税減税をセットで行う方向を示しています。法人税の減税、これは、中小零細企業のためではなく、大きく内部留保を溜め込んだ、大企業の減税のため、消費税を増税するという、ここに消費税増税の最大の目的が見て取れます。これは、消費税導入以来の実績を見れば明らかです。

消費税導入以来の22年間で、税収は累計224兆円にもなりますが、ほぼ同じ時期に企業が納める法人三税、すなわち、法人税、法人住民税、法人事業税が減税されたため、その減税分は208兆円にもなり、消費税収入の9割以上が、その穴埋めのために消えてしまいました。このように、消費税の実態を見るならば、消費税を導入する時、また、5パーセントに引き上げる際、口実にされた、消費税は高齢者などの福祉のためというのが、いかにでたらめかは、この22年間の高齢者や障害者など社会的弱者をいじめてきた事実が、はっきりと証明しております。

また、法人税については、売り上げから販売費、管理費、給料など経費を差し引いた金額に課税されますが、当然、赤字の場合は、課税されないものであります。内部留保を大きく溜め込んだ大企業は、今の法人税の実効税率40パーセントでも、研究開発減税や海外子会社からの配当益金不算入、いわゆる外国税控除などによって、日本のトップクラスの大企業は、平均して、30パーセント前後しか税を負担していません。実態としては、大手10社は、10数パーセントの実効税率が実態であります。

一方、中小零細企業は、年間利益 800 万円以下は、法人税基本税率の 7 割の軽減税率が適用されています。むしろ、消費税増税と法人税減税が実施されたら、商品に消費税を転嫁できない中小零細企業ほど大きな打撃を受けるものであります。このように、町民生活を破壊する消費税の増税をやめ、本来は、廃止すべきであります。緊急時であり、当面の処置として、食料品などには、非課税を求めて意見書に賛成いたします。

議長（矢内作夫君） 次は、反対討論、ありますか。

〔大下君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 大下君。

11 番（大下吉三郎君） 反対討論をいたします。発議第 7 号について、反対討論をいたします。

今、国においては、800 兆円もの借金があり、何らかの形で財源を対応しなければならない。ワニの口を閉じるには、税収によるほか、国は財政再建、税制抜本解決を考える時期が来ていることは事実であります。税体系全体を、また、地方税をも拡充すべき時期がきております。

国においても、現在消費税等について、国は、検討中であり、その様子を見守り、どのような税制、消費税の見直しをするのか、法人税、公的企業と国民税制のあり方に注目し、発議第 7 号については、反対討論といたします。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい、他にありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上洋文君。

7 番（井上洋文君） 発議第 7 号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書（案）について、反対の討論を行います。

財政再建は、非常に重要な問題です。しかし、消費税増税のみではなく、成長戦略による経済成長に伴う税収増と、税金のムダづかいを無くす歳出削減で行うべきで、年金、医療、介護、子育て支援など、社会保障をより充実させるための安定的な財源として、消費税を含めた税制の抜本改革の必要性はあると思う。見直しを行う時は、低所得者対策への配慮、措置が必要である。

以上、反対の討論を行いました。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより発議第 7 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。したがって原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、少数です。よって発議第7号、消費税の増税をやめ、減税を緊急に求める意見書（案）は、否決をされました。

---

日程第2．発議第8号 「保育制度改革に関する意見書」（案）の提出について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第2、発議第8号、「保育制度改革に関する意見書」（案）の提出についてを議題といたします。

発議第8号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 登壇〕

厚生常任委員長（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成22年6月10日、午前9時26分から10時22分まで、付託案件審査を行いました。役場3階、委員会室兼控室。

出席者は、委員6名、岡本義次、岡本安夫、新田、敏森、石黒、鍋島、各議員。そして、矢内議長。説明のため出席した者、町長、副町長、住民課長、年金・保険室長、健康福祉課長、消防長。開会時のみ出席した者、総務課長、上下水道課長。議会事務局長、局長補佐でございます。

第36回定例会付託案件審査について、発議第8号、「保育制度改革に関する意見書」（案）の提出についてでございます。

補足説明がありました後ですね、議員の中から、国の方から予算を削減されることによって、町の持ち出しが多くなるのであれば、軽くなるためにも、提出、出さねばならないということでございますけれど、共産党の意見書について、見解があればということで、当局に求めたところ、当局としてはですね、ちょっと、正直言って、まだ勉強不足のところもあるけれどということの中でですね、概ね、国の保育指針に基づいて、それに沿ったような格好の中で、まあ、やっておりますと。しかし、保育士、正規職員と臨時職員が、いわゆる50パーセントを割っておりますけれど、それが、正常とは言われないんですけれど、まあ、何せ、行革の中で、現時点としては、止むを得ないというふうに考えておるといことの説明がありました。

また、議員からですね、1つの国の、財源的に国から回ってくるものが、やはりクラス担任までにせざるを得ない、臨時がですね、ですから、国がきちっとした責任を持って、予算を地方に回すということをしないと、今の保育問題、根本的に解決にならないというような話が出てまいりました。国の責任をきちっとしてもらうために、保育園に対する意見書を上げていくんだという説明でございます。

そしてですね、1つは国の財源措置が十分じゃないから、そうせざるを得ないという状況であれば、それ、ちょっと共産党の論法ではないかというような意見もありまして、臨時の、必要な保育士は、正規職員にすべきというような面もあるというようなことも、話も出てまいりまして、少子化の中でですね、児童が減った時とは、余っております。それは、片や人件費の抑制、常に健全財政ということの中でですね、あい矛盾することにもなるというような議論も出て参りました。

子どもの数が何やらを排除しながら、正規職員を計画的に正規にしていくという話も出たんでございますけれど、まあ今のところですね、やはり、そういうふうにはできないという中ですね、行革の中ではできないというような議論の中で、まあ、このことにつきましてですね、もうひとつ分からないところもあってですね、継続審議にしたいという意見が出てまいりまして、それに賛同する議員がありましてですね、多数の中で、継続審議というふうになりました。

そして、継続審議につきまして、再度ですね、日にちを変えまして、14日にですね、6月14日、0時30分から0時39分まで付託案件審議をやりました。その中で、第5条の案文を削除することについてということで、挙手多数の中ですね、5条を削減することによって、削除するのであれば、異議がないという話が出て参りまして、その5条を削除することによって、賛成というふうに、賛成多数ですね、挙手全員で、そのように決まりました。

ですから、この8号については、5条の文を削除することによって、審査終了するというふうに決まりましたので、皆さんにお知らせいたします。

8号のことについては、以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。  
発議第8号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木照雄君。

9番（高木照雄君） 一部修正ということ、廃止されとんなら、このやつに5番を消やして出すのが当然じゃないんですか。

〔厚生常任委員長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

厚生常任委員長（岡本義次君） ですから、5条については、削除ということで、それで可決ということになりました。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木照雄君。

9番（高木照雄君） いや、僕の言っているのはね、原稿は8日の日にもらっておるんですよ。5番まで入ったやつを。今日、もらったやつが、5号が入っておるから、何で削除せんのかって聞きようわけですよ。

〔厚生常任委員長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

厚生常任委員長（岡本義次君） それは、5条を削除してなかったですか。

〔高木君「してないやん。これ」と呼ぶ〕

〔山本君「それ、あんたに聞きよんや」と呼ぶ〕

〔高木君「あんたに聞きよんやなが」と呼ぶ〕

厚生常任委員長（岡本義次君） いやいや、ちょっと待ってよ。

〔山本君「だいたい、おれ、それ分からのや。やっぱりなんのことやら」と呼ぶ〕

〔鍋島君「修正がかかってないんだろう」と呼ぶ〕

〔山本君「かかってないんや」と呼ぶ〕

〔高木君「これ今日、配ったんや。これ」と呼ぶ〕

〔山本君「それ、配ったりするしな」と呼ぶ〕

〔高木君「今日配ったんや」と呼ぶ〕

〔山本君「それも、俺ないって」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） どがいなとん。

〔高木君「これが8日の日に配っとうやつな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、暫く休憩します。

午前09時46分 休憩

-----  
午前09時48分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開をいたします。  
はい、質疑。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあまあ、さっき事務局長の方から、5項いう訂正があったらええんかな思うんやけど、5条言うたら、何の5条かな思うて。

まあ、それと、先ほど言われているように、一部修正で可決いうことになっておるんですけれども、そしたら、修正案が、誰かから改めて出されたと思うんですね。そやから、その手続きなんかが、どうなとんか。ただ単に、これ削除だけでいいのか。いわゆる議

案審議ですから、これに対してどうかと。それで、これであかなかったら、改めて、修正で出さなあかん思うんやけども。いや、そこらの、要するに事務的な手続きがどうなのかね。いわゆる、そのの、自治会で寄って、ほな、ここなしで、ほなこういうふうにしましょかいうんでは、いかなのんかなと。やはり、これを、きちっと審議して、これは、あかんのんだったら否決にして、それで、なお且つ修正で出してくるというふうな進め方するんがいいんかなとは思うんですけど、そこら、事務的な手続き、わかりませんけども、そういう手続きのところを、委員長は、どういうふうに采配したのか、お伺いします。

〔厚生常任委員長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

厚生常任委員長（岡本義次君） 議員からですね、5項の分については、まあ、いわゆる、ど  
う言うんですか、一般の保育園を利用しておる人達が、こう、仕事がですね、子ども達と  
かかわって、安定的な収入も得てというような中でですね、それは、あまりにも広すぎる  
という中でですね、この5項については、削除する方がいいんじゃないかという話の中で  
ですね、5項が削除されたということでございますんで、そのことにつきましてですね、  
5項の削除の中で、私としては、当然、今、局長が話の中で言いましたようにですね、こ  
こで、再度、こういう説明の中でね、はっきりしてから、また、この削るといふ、今、話  
もありましたんで、その方向で、私は、ええんかなというふうに、まあ解釈したわけでご  
ざいます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾議員。松尾君。はい。

6番（松尾文雄君） いやいや、他の同僚議員も、まだ、いろいろあるみたいですから、  
まず、そういう話聞いてからにしましょう。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、西岡君。

15番（西岡 正君） あのですね、出された原案は、変えることはできません。これは、  
本会議で提案されてますので、委員会といえども、そこで修正して変えることはできません  
から、その内容で気に入らなければ、一旦否決して、そして、新たに挙げるか、その中の  
審議の中で、誰か動議で修正案出さなんだら、委員会で修正したから言うて、その結果、  
本会議の結果ではないです。

議長（矢内作夫君） それで、できるということだったん違うん。

15番（西岡 正君） 出されたものはね、原案出されておるわけですから、本会議で提案  
されてますのでね、それを委員会で直してどうこうすることはできませんから、そのこと  
だけはっきりしないと、ややこしいことになります。

議長（矢内作夫君） 修正できる言うたんやな。

〔西岡君「できる」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） うん。

〔西岡君「できいへんだろう」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 同じ委員会の委員長にお伺いいたします。

これ、継続審議の中で、文書で、石黒議員から修正案が提出をされました。当然のことながら、委員会で、修正案を文書で提案できるわけですから、で、その修正案が提案されたら、議論して、まず修正案から先に、採決するというのがルールであります。で、その修正案が可決されれば、原案の残りの部分について賛否を取る。これがルールだというように思うわけでありまして、そのとおり、委員会で行われたというふうに思いますけれども、委員長、違いましたか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

厚生常任委員長（岡本義次君） 委員会では、そのとおりです。

議長（矢内作夫君） それで、確認したところ、それで結構ですということだったと思います。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

15 番（西岡 正君） そのことで、原案出されたものを、委員会で内容を変えて、そこで（聴取不能）した答えを出して、それでルール上は、それでいいという結論が出ておるんですか。

議長（矢内作夫君） 出とるんだろ。

15 番（西岡 正君） 出ておるんですか。

議長（矢内作夫君） はい。

15 番（西岡 正君） ほな、結構ですけど、私は、ちょっとおかしい感じがしたんですが、はい。

そしたら、いろんな審議の中で、当局も含めて、全部出した提案は、委員会の中で、修正をされたら、それで可か否か決まるということになりますよ。

この問題だけじゃなくして、いろんな全てのもんが。

議長（矢内作夫君） 多分、これ県にも確認をしたはずですよ。

15 番（西岡 正君） ああそうですか。分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、それじゃあ、よろしいか。

〔山本君「あの、ほな、もういっぺん、ちょっと聞きたいんやけど」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい。

10 番（山本幹雄君） 5 項が、削除された理由というのを、もう一度、詳しく、丁寧に説明して欲しいんですよ。何か、広く、どうのこうのいう話もあったんだけど、それで、どうのいうのが、ちょっと、もうひとつ僕には、よう理解できなかったんで、お願いします。

議長（矢内作夫君） 今、委員長から、説明があった内容では、具合悪いですか。

10 番（山本幹雄君） じゃあ、もうちょっと詳しく説明して欲しいなど。

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

厚生常任委員長（岡本義次君） 子育てについてね、やはり一般企業のところ、雇用の面についても、やはり、子ども達と係わったり、また、雇用の安定、そして、時間の、そういう決まった時間での、そういう、どう言うんですか、中ですね、子どもと触れ合えるような格好の中でということで、ちょっと、その項目の物について、その役場だけの中ですね、それが、全部、どういうんですか、該当して、役場でできるものじゃないという、大きな、日本の企業そのものの雇用関係、そして子育て、そして、そういう企業、いわゆる賃金の分も含めてですね、やはり、そういう面が安定してこそ、雇用が、まあ、しっかりできるというような話の中ですね、それは、やはり5 項としては、ちょっと案件が、ちょっと大きく広すぎるんじゃないかという中ですね、削除した方がいいという、まあ意見が出て、削除になったわけでございます。

議長（矢内作夫君） 山本君、よろしいか。

10 番（山本幹雄君） まあ、よろしいいうか、あかんとは言われんしな。まあ、（聴取不能）

まあ、そやけど、それやでいうて、否決する理由にもならんと思うけどな。

議長（矢内作夫君） 他に、質疑ありますか。

はい、ないようですので、委員長報告についての質疑は、これで終結をいたします。これから、討論を行います。まず、原案に賛成の方、討論ありますか。

〔鍋島君「賛成討論。修正案どうなるの」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いえ、そういうことになっとうらしいです。ちょっと、待って。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 本意見書案の賛成討論をいたします。第 1 点目は、本案は、保育園等、子育て支援関連予算の実態を、実態に見合う増額を、国に求めるものであります。そうすれば、全国的課題の保育所待機児童問題や、本町のような臨時職員問題、また、保育園運営費の町費持ち出しの節減ができるわけであります。

ところが、保育を巡る状況は、この方向と逆行するような動きがあるため、そのような動きを止めて欲しいというのが 2 点目であります。その 1 つは、直接契約制度の導入ということで、昨年 12 月 8 日に発表された、明日の安心と成長のための緊急経済対策の中に、明記されたものであります。法 24 条に基づく現在の保育制度は、保育に欠ける子の保育費用は、国と自治体が責任を持つことになっていますが、直接契約になると、この制度をなくし、保護者に直接補助を出し、保護者と保育園とが直接契約するものであります。現在の保育料は、一部負担は、所得によって決められていますが、直接契約になると保育サービスの内容で、料金が決められる恐れが生じるわけであります。

2 つ目は、法律の第 45 条の保育所最低基準を、国の基準（聴取不能）責任をなくし、地方自治体の条例で決めさせようとする動きで、この基準の、施設基準について、この通常国会に、地域主権一括法案として提案され、廃案となりました。問題点は、国が財源を保障せずに、地方に権限を委譲しようとするのと、国が、基準に責任を持たず財源を保障しなければ、保育の質が落ちるのは明らかであります。

このことを指摘し、本意見書案の賛成討論といたします。

議長（矢内作夫君） 次に、原案及び、今 5 項を削除した修正案に反対の方、ありますか。

〔鍋島君「修正案も含めた反対の方。ややこしいな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ありませんか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） 次に、修正案に賛成の方ありますか。

〔平岡君「ややこしいな」と呼ぶ〕

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ありませんね。他に、討論なしですね。はい、これで、ほんなら、本案についての討論を終結いたします。

これより発議第 8 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、修正であります。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の、挙手をお願いします。

〔鍋島君「修正案にね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、修正案。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、多数です。よって、発議第 8 号、「保育制度改革に関する意見書」(案)の提出については、委員長の報告のとおり修正をされました。

---

日程第 3 . 議案第 62 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 4 . 議案第 63 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 5 . 議案第 64 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 6 . 議案第 66 号 佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 7 . 議案第 67 号 佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 8 . 議案第 68 号 佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 3 ないし日程第 8 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 63 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例について、議案第 67 号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例について、議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 62 号、63 号、64 号、66 号、67 号、68 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） それでは、議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

最初に、当局より追加説明があり、職員の勤務時間、休暇に関する条例ですけど、基本的に、少子高齢化ということで、子どもを育てるという中で、社会的に保障していこうという、基本的な法の改正に基づいて、町の条例を改正したものです。今までの育児休業の法律の枠内では、奥さんが、育児休業をとっている場合とか、主人が職員の場合は取れないというような規定があったが、子育てを両親できっちりできるように、基本的な法の改正に基づいていると。また、時間外、深夜勤務の制限、3歳に満たない子のある職員が子どもを養育する、そうした場合に請求した場合は、時間外勤務、或いは、深夜勤務はさせてはならないと。災害とか、避けることができない理由は除く。また、早出遅出勤務の請求は、職員の配偶者の就業の状況に関わりなくできるようになった。そういった中で、町の勤務時間、休暇に関する条例を、該当する分を改正させていただいたと説明がありました。

続いて、質疑に入り、旧の条例の中で、何名ぐらい取っておったか。公務員と民間の格差をどう思うか。育児休暇等取った場合、今の体制で大丈夫か。正規の職員に対する対応だが、臨時職の多い佐用の実態だが、職員が働きやすい職場という点で、十分か等ありました。

答弁としまして、配偶者がいて父親が取るという例は、過去1件。一般の民間の育児休業法そのものの改正に基づいて、公務員法を改正するという。法の中で、臨時的職員、パート職員、そういう者は除かれるという大前提がある等、答弁のあったところでありませぬ。

討論はなく、採決に入り、賛成挙手、全員。議案第62号は、原案のとおり可決されました。

続いて議案第63号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

最初に当局より追加説明があり、民間の育児休業法の改正と、それに基づく町の条例の整備です。配偶者が育児休業をしている職員でも育児休業、育児短時間勤務、部分休業を取ることができる。配偶者が、専業主婦がいても、あるいは旦那さんが家事、そういう家庭でも同じように取ることができる。それと、子どもが生まれてから一定期間、57日ということですが、最初の育児休業をした職員は、特別な事情がなくても、再び、育児休業することができる。勤務時間、休暇規則の中に、具体的に早出遅出勤務というのは、要件ははずされています。働いていないと取れなかったものが、働いていなくても取れる。それと、養育上困難という部分が今まで要件だったんですが、そういう精神上的の障害とかじゃなくて、養育ができるような状態でも早出遅出勤務がとれる。それと8週間以内、出産予定とか、産後8週間未経過、そういうものが要件でしたが、それもはずされている。子どもの看護休暇ですけども、これも要件が拡大されています。予防接種とか健康診断、そういう場合に付き添う場合も取得できると。取得の日数も、今までは5日間と。看護休暇5日間と決められていましたが、子ども2人以上いる場合は1年の内に10日間というように拡大されています。短期介護休暇も同じ様な要件を、縛りははずされておりませぬ。この短期介護休暇についても、取得日数が今まで1年の内、5日間ということでしたが、要介護者が2人以上、10日間というようになっておりませぬと説明がありました。

質疑に入り、100パーセント職員が取得した場合、対応できるのかとありました。答弁に入り、臨時的な職員で対応するか、職員の中で、工夫する等の答弁のあったところございませぬ。

討論はなく、採決に入り、議案第63号は、賛成挙手全員、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に、当局より追加説明があり、この給与に関する条例の一部改正は、よく言われるチェックオフということで、給料から天引をしています。地方公務員法の中で、全額支払をしなければならないという法律があると。佐用町の場合ですけども、天引きをしていた。全国的にも、条例の根拠なくということで、たくさんの実態があったので、国の方から改善するようにという中で、今回条例改正する等の説明がありました。

質疑に入り、県下でチェックオフ制度を止めた団体があるのかとありました。答弁として、明石が、今後、止めるという方向で方針を出していると答弁のあったところでございます。

討論はなく、採決に入り、議案第 64 号は、賛成挙手、全員。原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に当局より追加説明があり、5 給食施設を、1 本の佐用町学校給食センター 1 つになります。それに伴う条例改正で、提案の説明どおりでございます等の説明がありました。

質疑に入り、5 つある施設を取り壊す方向と聞いているが、使える施設はないのか。O - 157 が発生した時等の対応は。地産地消ということから、生産者と給食センターとは、密にしなければいけないが等ありました。答弁として、使える新しい器具、設備等を移設した残り施設は、使い物にならない。予備の施設を置くというようなことは、県は認めてくれない。地元の商店、地元の生産者との連携は必要であると認識しておるので、調整する等、答弁のあったところでございます。

反対討論として、自校方式をなくすということで、批判がある等ありました。

賛成討論はなく、議案第 66 号は、賛成挙手、多数によって、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

最初に、当局より追加説明があり、文化会館の 2 階の研修室を使えるようにし、使用料の設定をしたと説明がありました。

質疑に入り、研修室 1 に大小とあるが、同じ値段かとありました。答弁として、研修室 1 で、パーティションで区切るようになっていないかと答弁があったところでございます。

討論はなく、議案第 67 号は、挙手、全員で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

最初に当局より追加説明があり、家族ロッジの利用料金の改正を、休日で 1 室 1 泊 8,400 円、平日は 1 室 6,700 円という料金設定だったのを、繁忙期あるいは閑散期に分けて、4 段階の料金設定に条例を改正するものであると説明がありました。

質疑に入り、客の減少に繋がらないか等ありました。答弁に入り、100 パーセントの予約率で、夏休みは、引きもきらない状態である等の答弁があったところでございます。

討論に入り、反対討論は、利用者に対して負担が大きくなる等がありました。

賛成討論はなく、採決に入り、挙手、多数で、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

以上でございます。

議長（矢内作夫君）

はい、総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 62 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず議案第 62 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） 質疑がないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより議案第 62 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 62 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 63 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） なし。以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対しての討論を終結をいたします。

これより議案第 63 号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 63 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 64 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終

結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 64 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) 挙手、全員です。よって議案第 64 号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 66 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑。

〔質疑なし〕

議長(矢内作夫君) はい、ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、反対討論ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、金谷君。

5 番(金谷英志君) 議案第 66 号、学校給食施設の全部改正条例の反対討論を行います。

学校給食センター統合は、学校関係者・住民に事後承諾的に進められてきたもので、手続き上、非民主的なものであったこと。また、センターの一本化は、食中毒発生など事故があれば、機能が停止してしまい、直撃が避けることができません。また、食育推進基本計画では、学校給食の普及、充実と、生きた教材としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知普及を掲げていますが、地元産食材の使用率拡大の態勢が取れていない中では、地産地消の後退に繋がりがねないなど、主要な問題点を指摘して反対討論といたします。

議長(矢内作夫君) はい、次に賛成討論ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、松尾君。

6 番(松尾文雄君) 議案第 66 号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例に賛成します。

この度の、この条例改正における、いわゆる給食センターにつきましては、既に、議会で予算並びに建設について、それぞれ議決、承認をしているものであります。現在の 5 つ

の給食センターが老朽化により、修理、修繕を繰り返しながら運営され、全ての施設において改築や大規模な修繕の必要があったものと理解しております。新たな給食センターでは、安全・安心な食材の仕入れの仕組みを検討し、できる限り地元産の野菜や特産品などを使用し、地産地消に努力するとの説明もあり、更には、学校給食施設が統合されることにより、格差のあった給食費も是正され、町内全小学校、中学校の児童生徒が同じ内容の、いわゆる献立の給食が提供されることとなります。

給食調理についても、衛生基準に適合した施設となり、地元産の食材と衛生完備された中で、本年2学期から稼働することになっております。

本町の子ども達に、より安心して安全な給食を提供する施設の設置条例であるものであります。よって、議案第66号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例に賛成し、賛成討論とします。

議長（矢内作夫君） 他に討論ありますか。はい、ないようですので、これで、本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第66号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数。よって議案第66号、佐用町学校給食施設条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第67号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第67号、佐用町上月文化会館条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第68号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。  
これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田です。

8番（笹田鈴香君） はい、笹田です。

私は、議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

本条例改正は、繁忙期に利用料金を引き上げるというものですが、利用者の足元を見るやり方で、利用者減にも繋がりがかねません。特に、天文台、なゆた望遠鏡は佐用町の観光の中でも大きなウエイトを占めています。こうした不景気な時に引き上げるということは、佐用町全体の観光にとっても、むしろマイナスであり、繁忙期の引き上げに反対をいたします。

議長（矢内作夫君） 次に、賛成討論ありますか。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） はい、議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例に賛成します。

本条例の改正につきましては、県施設、県立施設全体の料金改定という現実的な対応を余儀なくされた一面もありますが、当施設では、オープン当初は、家族用宿泊棟は、一律一部屋 1 万 2,000 円でありましたが、その後、2 回の値下げが行われ収入減をもたらしたということもあります。

今回の料金改正は、季節料金を導入し、キャンセル待ちが後を絶たない夏休みを繁忙期の料金と、冬の閑散期の平日に、更なる割引を適用し、利用の促進を促し、安定的な収入を確保し、運営の健全化を図ろうとするものであります。

ちなみに夏休みの繁忙期料金は、5 人定員の 1 室当たり 1 万 500 円で、現行の 1.25 倍であります。閑散期につきましては、現行の 0.8 倍と割引となります。同種の施設から比べても高額なものではないと思います。当施設にあわせた工夫がされていると思われるので、よって、議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用徴収条例の一部を改正する条例に賛成し、賛成討論とします。

議長（矢内作夫君） はい、他に討論ありませんか。はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって議案第 68 号、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 . 議案第 65 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 10 . 議案第 69 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9 及び第 10 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 65 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、議案第 69 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 65 号及び 69 号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、岡本義次君。

〔厚生常任委員長 岡本義次君 挙手〕

厚生常任委員長（岡本義次君） それでは、65 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

補足説明がありました後ですね、所得割が 23 万 5,000 円以上だった場合には、重度障害者、乳幼児医療の対象者からはずすという条文のことで、所得制限がきつくなって対象からはずれる人はいないかということの 1 点と。それから、寄附金控除や住宅ローン控除なんかを、町民税と同じ様にしていたら、もっと対象が増えるのかという 2 点の質問ありまして、その答えとしましてですね、23 万 5,000 円以上の方は何人かいますけれど、重度障害者の方で 3 人おられましたけれども、これが住宅ローンを控除したとしても、何らこれに該当しないという結果。それと、ゼロ人ということでございます。それから、乳幼児医療についても、29 人の方がオーバーしておりますけれど、該当される方はゼロ。それから、高齢者。重度障害者医療の方も、5 人の方がオーバーされておりますけれど、これもゼロということで、どの医療にしても、オーバーされる方があっても、住宅ローンとか寄附金控除等で、もうしなっただとしても、該当にはなっていないという回答がございました。ですから、本町には、影響ないということで、その結果、討論なし。そして、賛成者、挙手全員で、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

それから、議案第 69 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

いわゆる、この条例、法的整備をしておくということで、総務省の省令が改正されまして、それに伴って関係条文を改正したいということでございます。ですから、その中でですね、火災警報器等の設置免除ということで、火災警報器の設置状況で、消防署としては、どのようにつかんでおるかということの質問がございまして、それに該当するところとし

てですね、共同住宅の中で、佐用町として該当する所については、佐用町に 14 棟あり、この内 7 棟が火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設置について消防庁長官が定める基準に適合した特定共同住宅に認定されており、山王住宅の 1 号棟から 4 号棟、柴谷住宅の 1、2 号棟、グリーンヒル松ヶ鼻が該当しますということでございます。

それから、第 29 条の 5 第 5 号の住宅用自動火災報知設備が設置されているため、住宅用火災警報器の設置が免除となりますということでございます。

それから、他にですね、大東建託とかですね、そういうたぐいのマンション等が増えておるけれど、消防法には、適しておるのかどうかということございまして、これらについても、ちゃんとした、一応は完成検査に行っておりまして、書類も出てきておるということでございます。

それから、他にですね、設置状況でございますけれど、設置状況については、佐用の消防署としては、正確なデータを持っておりませんが、いわゆる消防庁で全国的な取組状況の中から、現在の佐用町の設置率は、約 50 パーセントと分析していると。そして、今後ですね、自治会長等通じて、各家庭の設置状況報告をしていただき、設置済みの家庭には、設置済みシールを配布する予定にしておると、そういう回答でございます。

その結果、討論なし。そして全員挙手の中でですね、原案のとおり可決ということで、なりました。

そういう 2 件の中で、厚生委員会の報告を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、議案第 65 号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いをします。

まず議案第 65 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 65 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 65 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 69 号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対しての討論を終結をいたします。  
これより議案第 69 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手全員です。よって議案第 69 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11． 請願第 3 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件（委員長報告）

日程第 12． 請願第 4 号 非核平和宣言を求める請願書（委員長報告）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11 及び第 12 を一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。  
請願第 3 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件、請願第 4 号、非核平和宣言を求める請願書を一括議題といたします。  
請願第 3 号及び第 4 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。総務常任委員長、井上洋文君。

〔総務常任委員長 井上洋文君 登壇〕

総務常任委員長（井上洋文君） それでは、請願第 3 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件について、ご報告いたします。  
追加説明は、別に変わったことはございませんでした。  
質疑に入り、本町はどうなのか。毎年出てくるが、効果はどうか。各党がマニフェストに載せておるのであれば、出す必要がないのではないかと等々ありました。答弁としまして、学校によって違う。出し続けることが効果になっている。特別に欲しいという願いも込めての請願である等、答弁のあったところがございます。

討論はなく、続いて、採決に入り、賛成、挙手多数により請願第 3 号は、採択すること

に決しました。

最後に、請願第4号、非核平和宣言を求める請願書について、ご報告いたします。

最初に、紹介者の追加説明があり、全国的に1,479自治体の82パーセント以上で宣言が行われている。兵庫県下、県も含め42ある中で34自治体が宣言をしている等説明がありました。

質疑に入り、請願者の方が出したものを共産党がしたものか。共産党がしてくれと出して出したものか。議会が議決しなければならないものか等ありました。答弁としまして、請願者の方から、提出いただいたものに、紹介議員になった。当たり前のことが現実問題として脅威になっている等々答弁のあったところでございます。

討論はなく、採決に入り、請願第4号は賛成、賛成、挙手少数によって不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

議長（矢内作夫君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは、請願第3号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしく願いをいたします。

まず、請願第3号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、以上で、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。賛成討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより請願第3号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。この請願は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 賛成、議員全員です。

〔「多数」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手多数。賛成議員、挙手多数です。よって請願第3号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） 議長あの、この件に関連しまして、動議を提出いたします。  
先ほど採択されました請願第 3 号に伴う意見書の提出について、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ただ今、岡本安夫君から、請願第 3 号に伴う意見書の提出について、日程に追加して議題とすることの動議が提出をされました。  
賛成者がありましたので、この動議は成立をいたしました。  
ここで、暫く休憩をいたします。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは休憩を解き、会議を再開をいたします。  
ただ今、岡本安夫君から、お手元に配布しましたとおり、意見書の提出について、文書で提出をされました。  
お諮りをいたします。意見書の提出についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは決定をされました。

追加日程第 1 . 発議第 9 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について

議長（矢内作夫君） それでは、追加日程第 1、発議第 9 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。  
この際、お諮りをいたします。本件は請願の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議ないと認めます。よって、そのように決めます。  
これより、発議第 9 号について採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。  
発議第 9 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、多数です。よって 30 人以下学級の実現と義務教育費

国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて請願第4号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、委員長報告についての質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。本件に対する委員長の報告は、不採択ですので、まず、本件に賛成討論の方ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬゑ君） 請願第4号、非核平和宣言を求める請願に対して、賛成の討論を行います。

請願趣旨に述べられているとおり、核兵器廃絶は、世界で唯一の被爆国である日本国民の共通の悲願です。全国で非核平和宣言をした自治体は、8割以上。兵庫県では、神戸市、宝塚市、姫路市、赤穂市ほか。町では、稲美町、上郡町など、県下42自治体の内、34自治体、8割の自治体が宣言を行っています。

今、平和を求め、その決意を示す動きは、時代の流れであり、本町においても非核平和宣言決議を行い、請願の趣旨にあるように世論の高揚に努めることが求められていると考えます。

今年5月に閉幕した核不拡散条約（NPT）再検討会議の最終文書が全会一致で採択されています。すべての締約国は核兵器のない世界を達成するという目標を完全に合致する政策を追求する。このことが明記されました。今後、核兵器廃絶に向けて、国際世論も大きく動き出し、核保有国の廃絶への具体的な取り組みも前進するものと思われます。

佐用町議会として、核兵器廃絶を実現し、内外に、その決意を示す非核平和宣言決議を行うことは必要だと思えます。この立場から、請願に賛成いたします。

議長（矢内作夫君） 次に、反対討論ありますか。ないようですので、これで、本案についての討論を終結をいたします。

これより、請願第4号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。そこで、請願第4号を採決をいたします。請願第4号を、採択とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、少数です。よって請願第4号、非核平和宣言を求める請願書は、不採択とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。10時50分再開ということをお願いします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

続いて、日程第 13 から 17 まで、6 月 8 日の開会日において、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしく願いをいたします。

---

日程第 13 . 議案第 71 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） まず、日程第 13、議案第 71 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案第 1 号の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 笹田です。

4 ページと 5 ページについての中で、まず、国庫支出金の中の、総務費国庫補助金ですが、この市町村合併推進体制整備費補助金、この 600 万ですね。これの説明と。

それから、5 ページですが、町有建物災害等共済金、この説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、4 ページの市町村合併推進体制整備費補助金の関係ですけれども、これにつきましては、合併の、支援するという補助金ということで、佐用町の場合、既に、ご説明も何回かさせていただいてますけれども、3 億、交付限度額があります。その内、本年度の内示額ということで、600 万。これにつきましては、また歳出で出てくると思いますけれども、農道台帳整備とコンピュータの関係、学校間のネットワーク事業に財源として充当させていただいてます。

それと、雑入の町有建物災害共済金ですけれども、これは、去年の災害で、町の、いろんな公共施設災害を、遭いました。その中で、保険金として共済の方から支給されたものを、ここで計上しております。内容的には、21 年度もありましたけれども、この 22 年度で今回保険金が支給されたのは、久崎地区センターと、それから上月の文化会館、それと久崎の老人福祉センター、この 3 施設の保険金です。保険の金額については、概ね、水害の場合は、2 分の 1 ということになっておりますので、それに近い金額の共済金がおっております。それを計上させていただいてます。

以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 最初の分ですけども、この 600 万と、説明あったんですけども、結局、これは、そしたら、3 月までにはしなかった。わざわざ補正ということなんで、ちょっともう少し、聞いていたんかも分かりませんが、もう 1 回、なぜ、今になったのかというのと。

それから、さっきの、町有の、この保険金、共済金ですけども、これらも、もうそしたら、21 年度にも、もう入ってるのがある。で、これが、町有建物としては最後なのかどうか。まだ、他にもあるのか、教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この合併推進体制整備費補助金というのは、今回、町の方から、合併推進の補助金ということで、事業申請していたものが、国の方で認められて決定された。その決定に基づいて、今回計上させていただいてます。それが、4 月入って以降の形での申請ですので、当初予算の中では、そういう交付決定、内示等はありませんでしたので、今回、内示に基づいて計上させていただいてます。

それと、雑入の、その建物共済ですけども、後 1 件残っております。昆虫館。昆虫館の修繕が、新年度に入って修繕させていただいたということで、後、その 1 件だけ、後残っております。これについては、今、請求をしております。金額にして、33 万 3,000 円を、今、共済金として請求させていただいてます。

以上です。後、これ 1 件が交付されると、また、補正で計上させていただきたいと思っております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ関連で、その 6 ページの合併体制整備事業の補助の関係ですけども、申請して、採択されたということでもありますけども、だったら、この財源内訳ね、1,100 万の内の半分ずつと、600 万、500 万。普通だったら、まあ、10 分の 1 ほどが一般財源というふうなパターンになると思うんだけど、500 万からの一般財源を持ち出すということは、むしろ、これ、採択されなかった分を一般財源で対応しておるんじゃないかというふうに、財源的に見るわけだけど、これあまりにも一般財源の持ち出しが大きいんじゃないかというふうに考えるんだが、どうなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 少し、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあね、4 ページの県補助の、衛生費県補助金で、いわゆる、ヒブワクチンの助成事業補助金、小児細菌ですか。47 万 6,000 円という県補助出ています。3 歳未満児で、町長の説明では、県が 2,000 円と、1 回言われましたかね。あれだと思っんですが、それで、質問したいのは、その 6 ページなんです。ああ、失礼、7 ページですね。7 ページで、予防費として、扶助費で 47 万 6,000 円、県から入って、扶助費として 35 万 5,000 円の支出。むしろ、金額的には、これ逆じゃないかというふうに思うんだけども、というのは、3 歳未満児で、県が 2,000 円、町が 3,000 円補助して 5,000 円。3 歳以上 5 歳未満は、町単独で 5,000 円というのが、当局提案なんだけれども、この金額的におかしな支出になってるんじゃないかと、このあたりの説明。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） まずですね、歳入歳出、同じこと言えるんですけども、当然、今、議員おっしゃたようにね、県の補助は 2 歳未満です。2 歳未満が、1 回当たり。

〔鍋島君「3 歳未満」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） えっ。

〔鍋島君「3 歳未満じゃなかったかな」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君） いえ、2,000 円です。2 歳未満が 2,000 円なんで。それと、2 カ月から、生後 2 カ月から 7 カ月。それから、7 カ月から 12 カ月未満ですね、それらについては、複数回受けますね。そういった部分の回数に 2,000 円と。それから、その分だけが、ようは、4 ページの歳入には入ってますので、金額的には、あんまり多くないんですね。だいたい、人数で言うよりかは、回数で 240 回、ちょっと切ると思います。概ねまあ、3 回と 2 回はしていただけるであろうということで、想定しています。なお且つ、接種率は 8 割で見ますんで、238 回に、確か、なると思います。

それから、歳出については、今おっしゃったように、基本的には、2 カ月から 7 カ月。あるいは 7 カ月から 12 カ月ですね、当然、それは受けられます。それと、後の 1 歳児から 5 歳未満まで対象ですから、その分については、結構多ございますので、その分が、単費ということで、5,000 円丸々ですから。特に、2 歳以上はね。それを概ね 100 人強見ますんで、そういった部分で、一般財源が増えるというふうなことになります。同じように、接種率 8 割で見えております。

それと、委託料と扶助費の分け方については、要綱でお示ししておりますように、町内の医療機関では委託料。これは 5,000 円、請求を医療機関からいただくと。扶助費につい



荘のエレベータなんか、却下されてね、削除してきたような経過があるんですよ。申請したけどね。それからすれば、これ、採択されておるけども、半分は、あんたんとこ持ちなさいというような、こういう財源の振り分けがあるのかなという点はね、ちょっと、これ、やっぱりおかしいというように考えるんだけどね、そのあたり、ちょっと説明できてないんじゃないかな。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ちょっと、そのあたりの判断については、私の今の手元の資料では分かりません。

きっちり、また調べまして、説明をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 7ページの一番上、児童福祉総務費で3万円。学童保育傷害保険料。これ、ちょっとお聞きしたいんですけど、学童保育っていうのは、小学生ですわね。これ傷害保険は、これ別に、やっぱり学童保育の場合は入っておるん。そこらの説明。それと、どういう事故等が、今まであったかという、その2点。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） この学童保育につきましては、従来、この、福祉課で行っておりましたが、この4月から教育委員会がこう、管轄することになりました。学童保育の傷害保険につきましては、今までは、大きな事故等は起こっておりませんが、本年度より、それぞれ徴収して、従来は、保険料を個々にいただいて、それで個々に、一般会計を通さずに保険に加入しておりましたが、本年度から、保険料を1,000円徴収して、そして一括して行政の方で加入させていただくという仕組みを取っております。

で、事故等については、現在のところありません。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） と言いますとね、この学童保育の場合だけ、この保険料をいただいておりますか。その、学校の生徒というのはどんなんですか。こういう保険には入ってないんですか。どんなんですか。そこらを、ちょっと教えてください。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 学校の児童生徒は、全て、県の健康センターの、スポーツセンターの保険に全員こう、加入しております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。  
はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 岡本君。岡本安夫君。

12 番（岡本安夫君） 11 ページ、教育費のですね、説明あったかも分かりませんが、  
も、スクールガード・リーダー謝金のご説明、ちょっとお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 入のところでもありますが、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業補助金ということで、県の方から、56 万 4,000 円入ることになっております。それで、この件につきましては、本年度の 4 月 6 日、本年度に入ってからなんですけれども、町への事務移譲がありました。そういうことで、そのスクールガード・リーダーに対する謝金と、それから、傷害保険が対象経費となっております。

それで、スクールガード・リーダーの業務としましては、主に、児童の登下校の安全確保とか、学校とか地域が、子ども達の安全活動に取り組む体制をつくる。また、子ども達を、地域や学校で守れる体制づくりを支援していくという、そういうことが、主なスクールガードリーダーの業務となっております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本君。

12 番（岡本安夫君） これ、誰か、何人か、そのリーダーの方がいらっしゃってる。その方に何かする、そういうあれなんですか。ちょっと。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） 現在、佐用町では、1 名ということで、1 名が 10 校を管轄するという形になっております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

12 番（岡本安夫君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 今回の、スクールガード・リーダーの件で、お尋ねしたい。関連ですけども。

ちょっと、この間ね、これいただいたんですが、今、1人と言われたんですが、この発行者が1人ということ、ということにもなるわけなんですけど、これを出されているんですが、この、そしたら、この人にだけに出るわけで、他に、その援助をしたり、お手伝いする人には、全くボランティアという形になるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（福井 泉君） スクールガード・リーダーは、県の方でこう、1名を指定していただきまして、その1名が、今まで県の事業でしたので、この4月から町の、うちの方へこう、事務移譲されたという事業でございまして、リーダーのみの謝金となっております。

で、そのリーダーが、地域とか、PTAとか、機会を捉えて、それぞれの、今、取り組む、いろんな情報の提供とか、学校との連携を進めながら、子ども達の登下校の安全を守っていくという、それが、主な業務ですので、それぞれ、他は、PTAとか学校、それから、地域づくり協議会とか、地域の組織につきましても、ここの係わりでは、情報提供とか、そういう連携の中での係わりという形になります。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） そしたら、この人が中心になって、他の人もある程度こう、お手伝いしながら、広げていき、子ども達の安全を見守るというか、守っていくという立場でいいんですね。

それと、ちょっと、今、これを見てたんですが、6ページをお願いします。6ページのまちづくり推進費の中の、印刷製本が、マイナス2万5,000円になっていますが、ちょっと、この説明をお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 当初では、地域づくり協議会のまとめの印刷を予定して 14 万計上しております。今現在、実績活動等の取りまとめをしているんですけども、当初予定していたのが、若干安くなるような形での印刷になるのかなということで、2万 5,000 円、減額いたしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それは、分かりました。

で、ちょっと関連、関連ばかりなんですけれども、印刷製本ということで、この広報の 6 月号なんですけど、この 6 月号を開けると、町長と室崎教授の、この対談が載っているんですけど、ちょっと町民からも言われて、私も、よく見たんですが、町長の、広報誌というか、宣伝誌になっているんじゃないかと。こういう写真をたくさん載せるのであれば、もっと、やっぱり町民の人を載せて欲しい。こういった意見もあるんですが、私も、それに同感しますし、よく見ますと、この広報誌、6 月号だけでね、5 箇所載っておる。写真が出ているんですよ。ちょっと、場所取りすぎだと思うんですが、そのへんは、指摘したいと思うんですが、意見があったらお願いします。

議長（矢内作夫君） 誰が答えるんか知らんけど。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） ご質問のような、意図は、当然、ございません。

特に、昨年の災害を受けて、やはり行政だけでは、なかなかこう、災害対応できない中で、やはり災害に強い町、地域を作ろうと思えば、やはり住民の方、それから、地域の力がないと、災害に強いまちづくりはできない。そういった対談の中での、写真を掲載しておりますので、先ほど言いましたように、そういう意図はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 10 ページ、河川費、10 番の河川総務費の中で、17 番の、円応寺橋の架け替えに伴う、土地の購入、2 億 2,500 万と、下の物件移転でございますけれども、土地については、どこの土地を何平米買ったのかということと、物件移転の中身の内訳ですね、説明願います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） これにつきましては、この間の特別委員会の中で、ご説明申し上げたとおり、これから、町がですね、この秀谷の奥の処分地の用地を買うという中で、今回、概算事業費ということで計上させていただいています。  
以上です。

〔岡本義君「えっ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 残土処分地。

〔岡本義君「面積なんかは、まだ」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） これにつきましてもですね、今現在、これから現地の方、立会いしましてですね、面積等も決めていきますので、ちょっと、この場では、その面積、概算では出しておるんですけども、これから、決定しますので、これでご了承願いたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） ほな、同じとこなんじゃけど、同じとこ言うたけど、円応寺橋いうのは、その上のあれだろ。4,400万円が減額で、これが円応寺橋だろ。ねっ。これ、何か質問が無茶苦茶やな思うて。

それで、物件移転補償費、ああ、僕、先いうな、こっちも聞くんやけど、円応寺橋が、こっちに委託という形で、名目が変わってするということでええんやね。ということと、まあ、ええんやね。うなずいてもろたら、それでええ。はい。

それで、その下の、この、物件移転いうのは、その僕が、ちょっと川原町の件のことの中での物件移転のことを指しとんかな思うたりしとんやけども、そういうこと、全部を含めての、この前、新聞で、500。いや500ちゃうちゃう。150軒の物件、河川改修によるのがあるって、その部分のことなんかね。でも、なしに、で、もう全く、それとは関係ない中でいうことですか。それちょっと、そこのへん。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

〔山本君「俺も、無茶苦茶になりようかも分からんけど」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） すいませんね。説明不足で申し訳ございません。

この件につきましては、当然、河川改修につきましてはですね、県の事業の中で、行われますので、町の持ち出し等については、この予算の中に計上しておりません。あくまでも、この秀谷の残土処分の用地を買う中で、物件移転の分について、補償費として計上させていただいています。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） そやね。結局、ここの奥買うたりとかいう部分の中での物件補償やね。河川改修は、全く関係ないということやね。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、関連でお伺いします。

とは言うものの、土地購入費として、2 億 2,500 万円の予算計上されているということです。当然のことながら、予算で出す場合には、そういう見積根拠等ですね、当然持って出すというのが、これは原則ですから、どのような見積根拠で、この 2 億 2,500 万円を予算計上されているのかということ。

それから、物件移転の関係は、立木補償等含めて、何か、そういう物件的なもの、他に  
あるのかどうか。それらの内容ですね。その点を、まず伺います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 物件移転の補償の関係なんですけれども、そこに部落所有の土地がございましてですね、これが、公社造林ということで、地上権が設定されております。その関係で、地上権設定の解約の関係で、補償費というのが生まれてきますので、それを計上させていただいております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいですね。

16 番（鍋島裕文君） 土地購入見積根拠。

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 先ほど、説明させていただいたんですけれども、面積的にですね、一応、山林、田畑含めてですね、42 万平米を根拠として算出させていただいてます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） そういう場合は、何を、その土地の、その評価ですね。その当然、42 万立米かけ何ぼで、2 億 2,500 万になるわけなんですけれども、そういう場合は、どういう基準でね、単価を見積り、予算計上するのか。そのあたりは、どのように考えておられるのですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） これにつきましてもですね、近隣の売買事例等に基づいてですね、概算、あくまでも概算と。これからにつきましては、その土地の評価等につきまして、当然、県の方とも調整しながらですね、単価等を決定していきたいと。精査して決定するというような形に運びます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、それについては、近隣の売買事例に基づいてのが基準だというふうに理解してよろしいですね。それが1点、よろしいかどうか1点。

それから、この間、住民の説明会を特別委員会の後やるというふうに言われてますけれども、住民からは、どんな意見が出ているのかね、そのあたりについて、まあ住民の要望も含めてですね、明らかにしていただきたいのと。

そういう要望に対しては、町としては、どんな対応を考えているのか、そのあたりの内容があったら、報告願いたいと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 昨日、5月の19日、それから21日と2日間にわたって、再度ですね、今後の進め方等について、地元の方にも説明会やっております。で、当然、議員ご指摘のように、いろいろとまあ、当然、雰囲気的にはですね、この河川改修の、こういう事業を進めていく上では、当然これは必要やということで、認識もしていただいておりますし、再度確認もお願いしたというような状況でございます。

当然、これから、いろいろな、まあその、当然、この秀谷の奥に、土を持って入りますので、いろんな、その住民としてですね、いろんな、その不安等もございまして、今後、それらについてですね、町と地元でですね、そういう覚書等を交わしながらですね、進めていきたいというような話をして参っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 11 ページで、防災策定業務委託料が171万6,000円、三角にして、助成金にこう、変えているんですけども、この名目変えた意味というのは、どこにあるのかなというのん。どういうことなのかなと。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 当初では、地域づくり協議会への、この地域防災計画の策定なんですけども、一括で、全協議会というようなことも考えていたんですけども、実際に、それぞれの協議会の中で、策定していただく、やはり自分たちで作っていただくというような中で、全地域、全てが、同じ歩調で行くかどうか分からないんですけども、全地域、それぞれ計画を作って欲しいという依頼もしております。

そういう中で、今までは、当初には、こういう、業者とか、そういう委託の関係で、作成を予定していたんですけども、地域で作っていただく。そして作っていただいた内容によって、助成をさせていただくということに変えさせていただきました。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） ということは、まあ当初の説明の時には、委託先は、まだ決まっていないうふうな、確か説明をしておったと思うんですけども、それは、今度、地域の方で作ってもらうということで、方向変えたいということやね。それで、その件を、この前の災害対策特別委員会の中で、大下さんなんか、しきりと言われておった、そのね、自治会長の方に、いろんな、そういうマップの話等があったという話しよったわな。

で、こういうふうな、策定が変わるんなら、変わるでね、その時も、いろいろ出たけど、きちっと説明してもらわなあかんのん違うかなと思うな。

それで、今度、地域防災計画、町のん、もう作り変えとうはな。町のん、作り変えとうよな。地域防災計画。作り変えたでしよ。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、課長。企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 地域防災計画の方は、まだ作り変えておりませんが。

〔山本君「佐用町のん」と呼ぶ〕

企画防災課長（長尾富夫君） はい。

〔山本君「ほんまに。ちょっと、話がそれてまいようけど」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） おかしいな。佐用町のホームページ見て、地域防災計画のん見たら、もう前のんと変わっておるで。内容。ホームページで見たら。見したげよか。見したげよ。今からでも。

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

10 番（山本幹雄君） と、俺は、違うなと思うて、見たんやけどな。

うん。この、内容が変わっておるわと思うて見たけど、変わっておるんなら、変わっておるで、そういう報告も欲しいなと思うたりもしよったんやけども、変わってないいうんだったら、変わってないけど、俺、ホームページで見て、プリントアウトして来た内容があるけど、これ、いや、僕、よそのん、間違えてしてきたんなら、別やけど、ああ、違うんかなと思うて見たけど、どうなん。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

〔山本君「何か、話が変わる。まあええけどな」と呼ぶ〕

企画防災課長（長尾富夫君） それ、地域防災計画、水防計画ではないんでしょうか。

〔山本君「水防計画」と呼ぶ〕

企画防災課長（長尾富夫君） ああ、水防計画の方は、職員の配置とかで、ありますので、この、毎年見直しておりますし、この4月も体制等見直して、変更はしております。

10 番（山本幹雄君） 水防の部分、水防計画、水防の部分だけが変わったということ。まあ、そのことを、俺、元から、どっち、さほど言うつもりはなかったんやけど、今日、別の件で持っておっただけやど。

まあ、何にしても、そういうふうに向がかわるんなら、きちっと説明欲しいなと思うたりするけど、まあ、これは、これでいいです。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7 番（井上洋文君） あの、説明を、これいただいたと思うんですけど、もういっぺん、ちょっと、具体的に説明お願いしたいんですが、入の方ですね、4ページの商工費の県の補助金で、消費者行政活性化事業補助金で、入があってですね、出の方が、9ページ、商工総務費で、載っているんですけども、まあ、消費者センター、県の消費者センターのようなことをですね、町、行政区、まあ町でやるようになったという、まあ新聞報道があったんですけども、これ見ましたら、講師とか、相談料とかですね、臨時職員の賃金とか、車両購入費とか載っているんですけど、具体的に、どういう内容をですね、この消費者センターのようなことを、されるのかどうか、ちょっと、具体的な活動内容というんですか、ちょっとお聞きしたいんですけど。それで、どこに設置されるのか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 消費生活相談、消費者行政活性化事業補助金の関係でございますけれども、県の補助金で受けまして、商工総務費に充当いたしておるわけでございますが、消費生活相談ということにつきましては、昨今、非常にまあ、いろんな悪質商法、あるいは振り込め詐欺といったようなことですね、被害者からの苦情の相談がまあ、多数発生をしておるといふような状況でございます、国におきましては、昨年の9月に消費者庁を発足をいたしまして、多くの省庁間で所管をいたしておりました事務をですね、一括、消費者庁で対応をしているということ。それにあわせて、消費者安全法というものが設置をされまして、消費者が安心して、安全で豊かな消費生活を営むといふようなことを目的として、昨年の9月に施行されたところでございまして、市町といたしましてはですね、この法の中ですね、消費生活相談の実施というものが、義務付けられております。そうした中でですね、消費生活相談員の設置なり、あるいは、消費生活相談窓口、いわゆる消費者センターというものを設置をしていくということで、今年度考えておるところでございます。

特に、県におきましてはですね、県の消費者行政活性化計画というものを策定をいたしまして、消費者行政活性化基金、そういったものを設置して市町にですね、消費生活センターの開設なり、相談業務の体制の強化といふような観点から、助成をするといふようなことで、要請も受けておりました、町といたしましては、佐用町といたしましてはですね、こういった支援策をいただきながらですね、相談員の設置なり、センターを開設をしていくということでございます。

なお、また、県下29市12町でございますけれども、ほぼまあ、今年度中にはですね、全市町におきまして、こういった体制が整うといふふうに聞いておるところでございます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

7番（井上洋文君） 町としては、課は、どこにその、設置。中に、あの、するんですか。

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

〔井上君「商工観光課の中に」と呼ぶ〕

商工観光課長（前澤敏美君） はい。

あの、相談窓口並びに相談員につきましては、商工観光課の中にですね、設置をしたいというように思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 関連します。商工費の今の関係なんですけど、以前、全体の中で、説明があった中で、その、採用というか、人事の関係で報告があったところなんですけれども、その、この予算の中には、そういう業務をされる方については、資格というか、そういう、相応しいというか、そういうものが必要なんですということも言われてたかと思うんですけれども、その点は、ここでは計上されているんですか。そこらへんは、どうなって

いますか。

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） いろんな事例、訪問販売でありますとか、あるいは通販でありますとか、それに伴いましてのクーリングオフとかいったような、いろんなまあ、難しい事例がですね、出て参るわけでございますけれども、相談のまあ、相談にあたってはですね、特にまあ、平等でありますとか、公平性、あるいは迅速性、また、相談者からの、その秘密、相談内容の秘密保持でございますとか、解決に繋がる適切なアドバイスの実施でありますとか、また、相談者に対してはですね、親切丁寧、しかも慎重な対応といったようなことですね、相談員には、求められてくるだろうというふうに思っております。

そして、また、非常に難しい事例というふうなこともございますし、専門性でありますとか、高度な知識が必要になってくるというふうなことからですね、今回、この中の臨時職員というふうな形でございますけれども、今後、県が実施をいたします約 50 日間の研修会にですね、参加をしていただいて、そういった必要な知識を身につけていただいて、対応をしていただくということで考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、県の業務から、その、町の事業ということで、委託、移譲されたという経過でまあ、佐用町の場合も、これで対応していくということなんですけれども、先ほど説明された資格に適用される、まあその、町の方で、判断としてされたということなんですけれども、これは広く、その、町民的に公募するとか、そういうことは考えられなかったのかどうか、その点をお伺いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 先ほども、ちょっと申し上げましたようにですね、非常にまあ、専門性とですね、高度な知識を要するという事。それから、法で、行政自体が、これやらなければならないということで、行政サービスとしての位置付けというふうなものがございます。そういった中で、やはり人的な関係からも考えまして、非常にまあ、行政的な経験が豊かでございますし、特に、生活困窮者等ですね、相談業務にも対応された経験を持っておりました関係上ですね、また、福祉分野につきましてもですね、非常にまあ、精通をされておるというふうな中からですね、やはり、この方がですね、適当だということですね、選任をさせていただいたと、こういうことでございます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番( 笹田鈴香君 ) 関連してお尋ねしたいんですが、この予算で言うと、この 480 万 8,000 円が補正されているわけですが、一般財源からは、100 万ということですが、これ、全部が、この関係する、区分ですね。全額が、これに関する物ばかりなのかどうか。お願いします。

で、その中で、例えば、車両購入費、この車両などのことについても、もう購入、いつされるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

〔 商工観光課長 挙手 〕

議長( 矢内作夫君 ) はい、商工観光課長。

商工観光課長( 前澤敏美君 ) この予算につきましてはですね、特に、歳入におきましては、当初予算におきまして、140 万ということで、当初見込んでおりましたけれども、今年のですね、2 月の終わりでしたけれども、県の方から 609 万 8,000 円というふうな内示額をいただきまして、今回、補正しようとするものでございますが、これにつきましては、消費生活相談に係ります、今回、補正させていただきましますものは、消費生活相談にかかりましますものでございます。全てかかるものでございます。

それから、車両購入等につきましては、今後、財政とも調整をしながらですね、補正予算をお認めをいただいた後にですね、また、購入時期を考えていきたいというふうに思っております。

〔 笹田君 挙手 〕

議長( 矢内作夫君 ) はい、笹田君。

8 番( 笹田鈴香君 ) この消費者安全法ですか、これは、昨年 6 月の 5 日ぐらいにできたと思う、間違ったらすみません。できたと思うんですが、それで、この消費者の、法律において、その消費者とは、個人をいうということなんですが、全町民が、全部対象、ちょっと、そのへんがね、個人っていうのが、分かるようで、分かりにくいんですが、町民全員ということですね。

〔 商工観光課長 挙手 〕

議長( 矢内作夫君 ) はい、商工観光課長。

商工観光課長( 前澤敏美君 ) この法律は、今、おっしゃりました 6 月に制定をされまして、9 月施行ということになってございます。

で、今、おっしゃってますのは、定義の第 2 条に、この法律において、消費者とは個人という個人ということをお聞きなんだろうというふうに思うんですが、ここに書いておりますのは、商業、工業、金融業、その他の事業を行う場合におけるものを除くというふうなことで、それ以外の方が、ですから、いわゆる、こういう事業を行わない全ての方というふうに理解をしておりますが、はい。

〔 平岡君 挙手 〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬゑ君） 先ほど、伺った件で、再度尋ねるんですけれど、採用にあたってというか、この臨時の職員をね、採用するのにあたって、特に、町民の方からは、その公務員というか、その職員のあり方について、厳しい目があるんですけれど、その元職員からという形で、具体的にこう、なっているかと思うんですけれど、そういう点で、説明がきちんとしてできるような公明さが、私は必要だと思うので、その先ほどの資格、これを担当する人の、まあ人間性というか、そういうことが、るる述べられましたけれど、そういった点も、勿論、重要ですけども、それと併せて、住民、町民に対して分かりやすくすることでは、そういう公的、広く公募して、対応していくというような公明性も必要ではなかったかと思うんですが、その点は、いかがですか。

〔商工観光課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 先ほども、申しあげましたようにですね、今回、相談員になっていただく方ですね、過去の経歴、それから、またですね、50日間の研修におきましても、かなりのハードなスケジュールでございまして、そういった中でですね、最終的には、試験等もですね、あるわけでございます。最終的にはですね、10月でございますけれども、まあ12月の3日まで研修はございますけれども、そういった中で、到達度の試験で、10月の13日には、そういった試験もございまして、あるいは8月にはですね、模擬試験とか、あるいは択一的な試験、小論文、模擬試験といったようなものがですね、ございまして、そういった中で、やはり、専門的な知識が求められますし、あるいは学習もしていただかなあかんと。勉強もしていただかなというふうな観点から考えますとですね、やはり、そういった過去、そういう事務、行政経験をですね、されてきた方が適当だということで、判断をさせていただいたということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔山本君「ほな、もういっぺん」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） ごめん。もういっぺん、さっきの件で、ちょっと言わせて、ちょっと聞きたいんだけど、防災システムのね。

いや、僕、ちょっと変やなと思うておったんが、一番肝心なのは、その、予算挙げる前に、まず自治会長説明しておって、よう考えてみたら、今というのは、全く予算の逆になっておるなと。予算が拳がって、自治会長へ説明し、こういう方向が出ておるんならええけど、全くもって、これが、逆やなと。今、ここで予算決めるというのは、はっきり言うて、どう考えてもおかしいという部分と。

それから、もう1点、風水害に対する、そういうものは、毎年変えようわけやな。地域防災計画いうて、これぐらいの元々の水色のぶ厚いやつ、あつたじゃないですか。ねっ。あれの中身を変えようわけ。定期的に。

だから、その風水害に対する、まあ地域防災計画、元々水色の部分と、ちょっと変わっておるなという部分、今、ちょっとパソコンで引っ張り出して見た言うたけど、定期的に、その方向性やなんかが、もし変わりよう言うんだったら、そこらへんも、きちっと教えてもらわないと、僕らに報告してもらわないと、定期的に変わりよんですって、今、今言われて、ほな、僕らが、去年のん見ておって、違うとったわいうような場合の話になると、非常に、よくないと思うよ。この災害に対する部分はな。そうでしょ。

それを、僕らが、そんなん、今、しらーっとしたけど、定期的に変えよんです言われたら、僕ら、ええーって話や。こんな大事なことね、去年ね、18人死んで、まだなお且つ、2名不明なままなんや。で、これに関する一番重要なことはどういうことか言うと、やっぱり町民の生命、財産を守るということで、基本的にどう動くかという部分が書かれておる部分があると思うんや。その部分が定期的に変わりよんかと。変わりよんなら、きちっと議会に報告してもらわなあかんと思うんやけれども、そこらへん、どうなん。ちょっと、もういっぺん、ちょっと説明お願いしたいなと思って。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） まず、この策定の委託料、それから助成金の関係ですけれども、当初の、この協議会の中では、新年度の予算を組む時にも、自治会の中で、防災関係のマップなり、そういう取り組みをして欲しいという中で、事業を依頼してきております。

で、そういう依頼してきている中で、先ほど、説明しましたように、全地域を、どこかの業者委託して、進めていこうかという考えをしておったんですけれども、その考えについては、先ほど言いましたように、各地域づくり協議会で取り組んでいただく中で、それぞれの地域が、その地域にあったような形での計画を作ってもらう方がいいだろうという中で、助成金に変更をさせていただきました。

それから、地域防災計画の関係ですけれども、地域防災計画については、見直しをする場合だったら、当然、見直しの部分、その部分についても、県の方へも、協議を掛けたり、それから、防災会議の中で、決定をしていきますので、大きな冊子になっている分については、今のところ、まだ見直しはしておりません。

ただ、現在、検証をしている、いただいている中で、今後、提言が出てくると思うんですけれども、その提言に基づいた中では、地域防災計画の中身も、当然、見直していく項目が出てくると思っております。

それから、水防計画につきましても、主な内容については、今までも、ほとんど地域防災計画の中からの部分を引っ張ってきておりますので、変わりませんけれども、職員の配備については、職員が、それぞれ異動等がありますので、そういう職員の配備については、毎年見直しをして、体制を組んで、組み替えております。

〔山本君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） あの2つの点について、1つ目は、当初より自治会長に説明したと言うとうけど、だから、当初より自治会長に説明したんじゃなくして、議会に報告して、予算が通って自治会長に説明するんがルールだろって言うとうわけや。

で、今、ここで予算を組み替えるような感じなんにも係わらず、当初より自治会長に説明したって、それがおかしいん違うかつ。議会においては、まだ一番最初、冒頭の中においては、委託先は決まっておられませんというふうに説明しておるわけや。議会では。議会で、そうしていながら、自治会において、自治会にお願いしますっていうて、説明しておたいうて、それだったら、お前、議会で偽証したんかという話になってしまうでしよっていうことを、僕は、今、言わしてもらいようわけ。

だから、今、ここで予算組みされるようなことを、何で、当初より自治会長に、そういうことを説明しているんですかっていうことが、おかしいんじゃないかって言いようわけ。

それと、もう1つ、さっき今、課長が言うたように、定期的に、毎年更新しようというようなことを言うから、定期的に、毎年風水害に関する更新しよんだったら、そこらへん、きちっと説明もらわんと困るって言いようわけ。今は、何か、まだしてないような話しよったけど。ねっ。

今、課長が、定期的にしとうって言うとうわけや。ねっ。で、僕、これちょっと見たら、去年の、ちょっとごめんな。これ、これが、前回の、僕、青いやつがないなったから、その後、コピーして持っておった部分なんやな。それで、これ、まあ見たら、風水害対応策定計画で、よう似ておるんやけど、結構変わっておるんやな。おん、変わっとんや。それで、僕は、変わっとんだらうな。ああ、そうか、そうか、変えたんかなと思うて。これだったら、これで、また説明もらえるんかなと思うとったりしたけど、今になつたらしてないとか言うし、これは、そしたら、僕、よそのん引っ張り出して来たんかも分からんで、もしか、してもええけど、考えてみたら、これね、佐用警察署長、町長から佐用警察署長となつてね、何か、なつておるから、多分、これは、どう見ても佐用町のんだらうと思うんだけど、どういう答弁なんか、よう分からんのか。僕のここにあるやつが違うんかなという気するけど。

変わっとんなら、変わつとうでええし、変わっておるんなら、こういうふうに変更しましたって、こう、言うてもらいたいなと思うんだけど、どういうことなんか、よう分からんな。これ、どう見ても、佐用やな。佐用と書いておる分やな。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 確かに、水防計画については、今、去年からのに比べますと、今挙げてますのは、職員にも配ってますけれども、これは、暫定版というようなことで、先般、職員の防災関係の訓練した中でも、その職員配備をしたり、あるいは、配備の基準とか、そういう中で、一部見直しはしております。

で、その中で、今後、地域防災計画と併せて、この水防計画も、まだ、これから、手をかけて、ちょっと見直していかなければならないところも出ております。先ほど、議員おっしゃられるように、今後につきましては、ちょっと、その変更になったところとかについては、また報告もさせていただきたいと思っております。ご了承いただきたいと思っております。

それから、自治会への、その説明なんですけれども、地域づくり協議会については、それぞれ地域づくり協議会の事業計画なり予算編成の段階で、お願いをして、地域の、まちづくりの助成金ですけれども、地域づくり協議会の助成金の中で、そういう事業を取り組んで欲しいという依頼をしております。

それから、この変更についてなんですけれども、この変更については、まだ、議員おっしゃられるように、この議会での議決が済んでおりません。この議決が済んだ後、細かい

内容、使途、そういったものについて、これから説明をしていって、そして、今、地域で取り組んでいただいております、地域の防災計画とか、そういう中で、少しでも、この助成金を活用していただくような方向で考えております。

〔山本君「もう1回やな」と呼ぶ〕

〔山本君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 議会で、これをしてから、自治会に報告せな、逆だろって言うとうわけ。自治会にこう、説明したかどうかというのは、もう既に知っておるわけやから、自治会に説明する前に、議会で通らんと、議会で、今、予算変えようというようなことを、何で、先々、先々しとんやって。これ、議会で予算通らなんだらどうするんやという話や。でしょ。通らんかも分からんのんだもん。これ否決されたらどうするわけ。

ところが、実際の時に、もう既に、自治会長集めて説明して、ああでもない、マップ作る言うて、僕知らなんだけど、そんな話、これ自治会で出てるわけだろ。

議員が、皆、そんな説明求められた時、各議員、実際のところ困るわけや。だから、本来だったら、ここで予算が拳がるんだったら、これ以降、自治会に行って、いろんな話するというのが普通は筋だろうということ。

ねっ。自治会に説明しましたって。説明したんは聞いておるわ。そないなこと言いよんじゃないでしょって話と。

ねっ。それから、水防のあれだったら、今、暫定的なもんかどうか分からんけども、それだったら、僕が1回目聞いた時に、そのように説明せなおかしいでしょって。まだ、決まっておるじゃ、決まってへんじゃ、そんなもんありませんじゃ、ありますじゃって言うて、訳の分からん答弁した拳句に、最終的に、ここに、こういうのあるがな言うたら、暫定的なもんで、水防計画、訓練した時に、この前、そういうのが出ましたという話だけど、それだったら、それで、最初から、きちっと、まあ暫定的かも分からんけど、こうの、実際、報告させてもらってますと。佐用町のホームページに、はっきり記載させてもらってますと。その上で、きちっと決まった段階ではさせてもらいますけどというのが普通ルールだろって言いようわけや。

僕が、1回目の質問の答弁と、まるで違う答弁を、今、しようから。そんなええ加減な答弁で、議会で議決求められたって、はっきり言うて、はいつて、手を挙げたいところでも、挙げられへんっていうわけ。何を議会で議決しようがな。僕ら、何も分からんけど、はいつて手を挙げるって、そんなええ加減なもんで、決してないはずや。それだけ、皆、負託受けてきておるわけや。

さっきも言うたように、18人も死んで、今なお且つ、2名不明のままなんや。ねっ、九州であんだだけの災害や。今、テレビでしようけど、死人なんか出たという話聞いてないんや。そうでしょ。そこらへんを考えたら、もうちょっと、真剣にならないかんのではないかなと、僕は思うわけ。

あんだだけの事件があって、こんだけマスコミに叩かれて、僕らに言われながら、まだ性根が、ちょっと言葉きついかも分からんけど、入っておらんのかなって。そういう気がするんや。もうちょっと、性根入れて、きちっとしてもらわんと、何回言われても分からんのか。

死んだ人に対する、まだ詳しい説明しておらんわけや。ねっ、今さっき、笹田さんが、

ねっ、町長のあれが宣伝じゃないかっていう話、一生懸命しよった中で、町長は、検討委員会が出た上において、遺族の方に説明する言うて、それ聞いた時、それなら、それでしようがないかなと思った。それだったら、それで、広報に出て、堂々と喋るなって言いたかった。俺は。笹田さんの言いよう時にでも。

でも、それは、それで、町民の多くの人が聞きたがっておることなら、いろんなこと答えるべきだろうと思うし、それは、それでいいかなと思ったりするけども、これだって、検証委員会で、きちっとすると言うたんだったら、その上で、全て答えないと。それが、先に、ペラペラ、ペラペラ、こう文章に、ああいう公の分に出て来て、実際、ほな、遺族の人に何をしゃべるかと言うと、遺族の人には、検証委員会に出て来た基において、きちっとあいさつさせてもらいますって言うとうわけでしょ。

この上、話、横へ行ってまいようけど、だけど、こういうふうにも、ものが変わる。災害において、こんだけあって変わるんなら変わるで、きちっとこうしないと、議会にも報告しないとあかんと思うんだけど、そういうふうには思いませんか。課長。何か、ちょっと意見になってもて、質問じゃないなってもて、ちょっと、議長、ちょっと悪いけど、そうだったけど、申し訳ないけど、僕、これ重要なことやと思うんや。こんだけ死んだから。

議長（矢内作夫君）            ちょっと、方向が変わりようかな。

10番（山本幹雄君）            ちょっと、言わしてもろたけど、ちょっと答えて、もういっぺん。

議長（矢内作夫君）            企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君）    先ほど、おっしゃられた件につきまして、防災計画については、まあ、先ほど言いましたように、検証の後、全体的な見直しとか、そういうことは出てきます。当然、この件につきましては、見直しの過程なり、また、そのへんにつきましては、議会の方へも報告させていただきたいと思えます。

また、水防計画につきましては、先ほどの、ご指摘のように、変わったのであれば、議会の方へ、委員会の方へという、ご指摘がありました。先般の委員会で、話をさせていただいたら良かったのかも分かりません。そのへんは、ひとつご容赦いただきたいと思えます。

それから、予算の関係で、その自治会長会の関係で、確かに、マップ関係の作成依頼をしておりますけれども、この予算の関係につきましては、まだ、そういう話は、全然いたしておりません。当然、議会での審議の中、議決をいただいた後、話をさせていただく予定にしておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（矢内作夫君）            はい、他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君）            はい、石堂君。

1番（石堂 基君）            あの、今の山本議員の質問なり課長の答弁に関連なんですけども、結局のところね、今回の補正予算で出て来ているのは、本当だったら、行政の方が主体的に、ある程度、各協議会ですか、そこに出向いて行って、説明をして、協議会ごとに、ここで言う、地域防災計画というふうには書いてあるんで、これちょっと見ると、町全体のや

つかなって思って誤解をするんで、あえて、この場では、僕、集落の防災計画というふう  
に言わせていただきますけども、集落の防災計画を、協議会単位で作っていただくための  
委託料を、当初予算として設置しておったと。

まあ、それを、今度は、各集落に、責任、責任を持ってということはないですけども、  
その自主性に任せて作ってくださいと。

で、作っていただけるんだったら、助成金を交付しますと。そういうふうな予算措置に  
変わってると思うんですけども、まず、それが僕の理解で、間違いがないんかどうかとい  
うのが1点と。

その場合に、各集落の、そういう作成業務に対して、その助成金ですね、ようはその、  
助成金ということで予算措置するんであれば、当然、交付要綱が、もう既に整備されよう  
としていると思うんですけども、その何をもって、助成金を出そうとしておるのか、ま  
ず、その2点、教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 議員おっしゃられるように、ここに挙げておりますのは、集落  
の防災計画ということで、ご理解していただけたらと思います。

で、あの、当初予算の時に、説明させていただきましたけれども、13の地域づくり協  
議会、各自治会ということでなしに、地域づくり協議会への助成を、今のところで考えて  
おります。

で、その地域づくり協議会の中で、各自治会の方へ使われるのか、協議会として使われ  
るのか、そのへんにつきましては、今、おっしゃられたように、どういう内容に使って  
いただくかという、今現在、要綱なり、この助成金の使途を検討しておりますので、それが、  
固まり次第、地域づくり協議会の方へ、説明をさせていただいて、そして、使い方なりを、  
それから、防災計画の作成について、再度、依頼をしていきたいなというふうに考えてお  
ります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 分かりました。

あの、そしたらね、結局、今、町の方としては、各協議会の方に対する助成を考えてお  
るということだと思っておりますけれども、で、先般、特別委員会の方にいただいた、この、  
要はマニュアルですよね。こういうふうな形で、各集落で作ってくださいということで、  
今、説明をされていると思うんです。で、このマニュアルに関したら、松尾議員も、先般、  
その関連で、ずっと意見を言われましたけども、どう見ても、これは、各集落対応なん  
ですよね。協議会で、これを揉んでとか、協議会全体で、役員がかかってできるもんじゃ  
ないですよ。集落の中の、あそこの溝が深いんやとか、危ないんやとかっていうふうな  
所を、まず最初おさえておかないと、こういうものはできないというのは、分かると思  
うんですよ。となれば、その、集落の防災計画づくりっていうのは、もう集落単位で、考  
えていただかないと、協議会に一旦投げ出して、協議会の中で、また、各集落で、やる所  
やらないとこを、協議会でやってくださいみたいな投げ出し方すると、非常に、各集落に

伝わる、これの必要性というのが、希薄なものになっていると、僕は、思うんです。

で、実際には、その、各集落においては、もう既にやりかけようとしている所も、うちの集落以外にもあるというふうに聞いています。となれば、同じ助成をしていただくのであれば、もっと、有益に使えるように。各集落単位で、その実績なり、作成業務にかかわった部分に対して出していただかないと、協議会に、他の補助金、助成金と一緒に入ってしまう。その協議会の中には、例えば、幕山でしたら、11 ありますよね。で、やるとこ、やらない所、で、それを、どうやって、その協議会の中で、集落防災計画づくりだけの助成金を配っていくか。あるいは、均等にして、1 集落 1 万円ずつにするかとかというふうなことで、中々、有益的にね、この助成金が活用されないんじゃないかと、私は、思うんです。

で、できたら、その、集落単位での助成ということを考えていただきたい。考える余地があるんじゃないんですかというのが 1 点と。

それと、もう 1 つは、各集落、全自治会に対して、こういうもの出すと、松尾議員も指摘されてましたけども、最低でも、各自治会の役員の方は、これを基にしてベースを作ろうとするので、少なくとも、その、言われてたようにね、必要な物、この程度の物は準備をして、サンプルでもいいですから、やる必要が、再度あるんじゃないかなと、私は、思うんです。

で、うちの集落はいらないよということであれば、いいんですけども、そういうふうな対応というの、こういう資料をね、出すのであれば、ちょっと、バックアップとして、責任を持って、行政の方で対応する必要があるんじゃないかなと思うんですけども。ええっと、それが 2 点目。

それと、もう 1 点は、これは、確認なんですけども、その各集落の防災計画づくりをする時に、地形図なんかの必要性を、私、お話をさせていただいたと思うんですけども、もう、その準備の方は、できてますかどうかというの。その 3 つお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） この当初に組んでいた関係が、その 13 地域づくり協議会の予算という関係だったものですから、当初、説明させていただきましたように、地域づくり協議会の中で、全体的な、その、防災マップづくりをお願いしたいという話をしておりました。

そういう中で、委託料を組んで支援していこうかというふう考えていたんですけども、おっしゃられましたように、実際には、地域づくり協議会、広い範囲じゃなしに、個々の自治会、あるいは隣保ごとの小さなマップづくりなり、そういう要援護者対策、そういう身近な所から、やはり進めてもらう必要があるということは、こちらも十分理解しております。

で、そういう中で、予算の中で、今の段階では、先ほど言いましたように、地域づくり協議会へ、どういった形で、その、地域づくり協議会も、大きな協議会とか、小さい協議会、いろいろありますので、どういった形で、支援させていただいたらいいのか、これについては、まだ、今言いましたように、検討中であります。その中で、各自治会で、有効に使っていただきたいというふうには、考えているんですけども、まだ、自治会まで、どうしてこう、助成をしていくかという、細かいところまで考えてないのが現実です。

それから、もう、一番最後の関係の、マップの関係、

議長（矢内作夫君） 要望したものができとうかいう話。

〔石堂君「必要な準備品なんかも揃えられてますかって」と呼ぶ〕

企画防災課長（長尾富夫君） それについては、あの、当然、小さな所で、あるいは手書きなんかでできる自治会とか、そういう所もあるかとは思いますが、大きな所になると、やはり、戸数、家の関係で、そういう表示をしていこうとした時に、相当の手数がかかることが予想されます。そういう所については、住宅地図等の利活用、これを、今現在考えております。

ただ、これにつきましても、著作権の関係で、実際、それを使っていこうとすれば、やはり、元の方へ、若干のお金を支払うこととなります。これは、当然、データでいただいても、それから、コピーして使っても、同じことです。もし、それが、その元の所に、分かれますと、やはり、相当のお金を請求される可能性がありますので、今、そのへんも確認しながら、自治会なり、地域づくり協議会へ、説明をできるような形で、準備はさせていただいているところです。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 石堂議員がね、お話いただいたように、私も、そういう考え方で、やはり集落で、まずきめ細かくですね、最初に、取り組んでいただくと。それを持って、また、集落でできない所が、集落もあるわけです。そういうことも含めて、やっぱり地域づくり協議会としても、やっぱり大きな1つの課題として、そういう物を持ち寄ってですね、話し合いをしていただくと。その段階があると思うんですね。

まずは、基本は、各集落ごとのですね、そういう皆さんで、危険な箇所、また、災害時の対応、まあ、こういうことを考えていただくマップづくりを、まず通して考えていただくと。それについての、やはり町として、こういうことの基本の1つ、モデルという物を示して、その材料というものをお渡ししないとですね、なかなか、じゃあ、自治会長さん、また、隣保長さんにしてくださいと言っても、無理な、難しいと思うんですね。やはり、効率よくですね、本当に的確に、そういうことに入ってやっていただけるような、やっぱり、町として、準備というのが必要だと思うんですよ。そのことは、企画防災課の方に、そういう体制。先ほどの地図も含めてね、地図もバラバラで、各、持ち寄っても、その13協議会の中での、その、協議会同士の集落間でも、その内容的に、バラバラ、持ち寄って一緒に話しても、なかなか話がまとまらない点も、うまく統合できない面もあると思いますしね、最初から、そのへんは、きちっとした1つの統一性の中で、考えていただくことがいいと思っておりますから、そういう手配なんかについても、町が、ちゃんとやるべきだというふうに思っておりますので。

で、まあ、この予算につきましては、そういう中で、まあその、現在まあ、当初は、地域づくり協議会単位ということでしたけども、まあその、集落での取り組みが、そのやっていただいて、それに必要な経費についてね、これは、町として、今後も必要な物については、支援をしていくということで、現在、その、とりあえず、委託料からですね、負担金という形に、科目が、科目替えさせていただきましたので、その中で、また必要な予算であれば、補正もさせていただいて、お願いをしていきたいというふうに思っています。は

い。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第 71 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 71 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって、議案第 71 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案第 1 号の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のために、暫時休憩をしたいというふうに思うんですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい。1 時間でよろしいか。

〔「1 時間でええです」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ほんなら、1 時ということで、再開を 1 時ということでお願いします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 0 時 5 9 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

最初に、山田理事より説明があります。

復興担当理事（山田聖一君） 先ほど、山本議員の方から、ホームページから落とした地域防災計画、ホームページから地域防災計画をこう、ダウンロードして見てみたら、前に載ってたものと、全く違うというお話があったわけなんですけれども、ちょっと、先ほど、確認させていただきましたら、山本議員が前に、ご覧になっていたのは、ぶ厚い、300 ページ余りある、水色のぶ厚いやつのコピーの一部をお持ちでした。で、ホームページの方には、こういう 300 ページもあるような大きなもの、載せられませんので、容量の関係があって載せられませんので、50 ページほどに圧縮している概要版というのを掲載しています。で、それをご覧になって、持ってるものが、前見たものと、今、ホームページから落としたものと違うので、どうなっているんだと、こういうご質問だったわけです。ですから、ご覧になっているものは、違って当然なんですね。ぶ厚いものと、それから 50 ページほどに圧縮したものということです。その点、1 つ、訂正をさせていただきたいと思えます。

それから、ですんで、水防計画というか、水防計画というふうに、課長の方申しましたけれども、むしろあれは、実動部隊の、動くためのマニュアルみたいなもので、それは、人の名前までずっと入れて作っておりますので、毎年、人事異動があったら、一部は変えないと仕方がないものなんです。ですんで、定期的に変えておりますというご答弁をさせていただきます。

以上です。

議長（矢内作夫君） はい。まあ、以上のようなことです。ご理解いただきたいと思いません。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 一般会計の補正予算の中で、ちょっと鍋島議員の方からご質問のあった合併補助金の関係ですけれども、あれにつきましては、今回、600万ということで、補助金の方を計上させていただいてますけれども、これにつきましては、事業費が1,100万ということで、申請の中では、補助金割れをしないように。今回の事業が委託事業、あるいは備品購入ですので、その、補助金割れをしないようにということで、600万を請求、申請し、600万の内示を得ていると。

で、今後のことですが、今後につきましては、内示、これは今回、一次内示ですので、二次配分もあるということで聞いてます。もし、二次配分があれば、この2つの事業に、金額を超えない中で充当できるということです。

以上、ちょっと訂正させていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、他はよろしいね。

---

日程第14．議案第72号 平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（矢内作夫君） それでは、続いて、日程第14、議案第72号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案第1号の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これより討論を終結をいたします。

議案第72号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 72 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 72 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案第 1 号の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 15 . 議案第 73 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15、議案第 73 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案第 1 号の提出についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） これで本案に対する討論を終結をいたします。  
これより議案第 73 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 73 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 73 号、平成 22 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案第 1 号の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 16 . 議案第 74 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 16、議案第 74 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案第 1 号の提出についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第 74 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 74 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 74 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案第 1 号の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 17 . 議案第 75 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 17、議案第 75 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案第 1 号の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） ちょっと、1 回聞いてるかもしれませんが、確認のために、3 ページなんですけど、雑入の、合併処理浄化槽移設補償費と、それと共に工事の関係ですが、工事の請負金 750 万と、その下の測量調査設計委託料、これのもう少し詳細な説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） それでは、お答えします。

雑入の合併処理浄化槽移設補償工事ですけれども、これにつきましては、災害関連事業で、江川川、それから、幕山川等災害関連にかかります浄化槽の移転補償工事の歳入でございます。補償費でございます。

で、浄化槽建設改良費の工事費の内訳ですけれども、5 人槽の浄化槽を 5 基予定しております。で、その下の、農業集落排水施設の災害復旧費の測量調査設計委託料ですけれども、これにつきましては、水谷浄水場へ行ってます亀岩橋、亀岩橋の水管橋、水管橋に添架しておりますので、それが被災をしております。その測量調査設計委託料を追加計上しております。

以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 最初の、その移転、移設補償費なんですが、江川川は、この河川改修に伴って移設されると思うんですけども、江川川でもありますか。移設される人が。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 先ほど失礼しました。

江川川につきましては、この16日か17日に県の方から資料取り寄せまして、現場の方を、ちょっと職員行かせたんですけども、今のところは大丈夫かなということで報告を受けております。

今のところは、かかる物がないということをお報告しております。

8番（笹田鈴香君） そしたら、それも含めた、この金額でいいんですか。この、まあ、仮に、そのつもりだったと思うんで。

いや、なぜ言うかという、今、それ言われたからいいんですけども、江川川の場合、その浄化槽のある家があるんですけども、その家は、ちょっとこう、家もそうならば移設せな駄目っていうような感じになるので、移設しなくてもいいのになと思ったんで、聞きました。

他、ということは、現実に4件分になるわけですね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） 災害関連の分につきましては、現在、まだ詳細な図面ができておりません。2,500分の1の図面で、ある程度判断して、予算の方を挙げておりますので、若干、先ほどのように、ちょっと、必要ない分が出てきたり、それから、平福の方でも、ちょっと、出てくるんじゃないかということ、ちょっと聞いておりますので、あくまでも、ある程度、図面によって予想して、今回挙げさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより議案第75号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 75 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 75 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案第 1 号の提出については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 18 . 議案第 76 号 物品購入契約の締結について（消防積載車購入事業（4 台））

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 18、議案第 76 号、物品購入契約の締結について。消防積載車購入事業を議題といたします。  
事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 76 号、物品購入契約の締結について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 3 号の規定に基づき、次の物品購入契約の締結について議会の議決を求める。

平成 22 年 6 月 24 日提出。佐用町長、庵逄典章。

1、契約の目的、消防積載車購入事業（4 台）

2 番、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、2,121 万。うち取引に係る消費税 101 万。

4、契約の相手方、住所、たつの市新宮町井野原 276 番地 1。氏名、有限会社岡本ポンプ、代表取締役、岡本 洋。

以上です。

議長（矢内作夫君） 議案の朗読が終わりました。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 76 号、物品購入契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

消防ポンプ積載車購入事業につきましては、消防防災力の強化を図るために、消防団の再編を行いました、南光支団の分団に配車するために、消防ポンプ積載車 4 台を購入しようとするものでございます。

購入にあたっては、6 月 21 日に、7 業者による見積入札を行い、契約金額、2,121 万円、消費税込みで、たつの市新宮町井野原 276 番地の 1。有限会社岡本ポンプ、代表取締役、岡本 洋氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願いをいたしまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。  
本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 76 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第 76 号、物品購入契約の締結について、消防積載車購入事業は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 19．議案第 77 号 工事請負契約の締結について（中区加圧ポンプ場災害復旧工事）

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 19、議案第 77 号、工事請負契約の締結について、中区加圧ポンプ場災害復旧工事を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（大久保 八郎君） 議案第 77 号、工事請負契約の締結について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 2 条の規定に基づき、次の工事請負契約の締結について、議会の議決を求める。

平成 22 年 6 月 24 日提出。佐用町長、庵途典章。

1、契約の目的、中区加圧ポンプ場災害復旧工事。

契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、5,092 万 5,000 円。うち取引に係る消費税 242 万 5,000 円。

4、契約の相手方、住所、神戸市中央区雲井通 7 丁目 1 番 1 号。氏名、株式会社日立製作所神戸支店、支店長、石塚俊志。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） 議案の朗読が終わりました。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 77 号、工事請負契約の締

結についての提案のご説明を申し上げます。

上月浄水事業の中区加圧ポンプ場は、先の台風9号による集中豪雨で、2.4メートルの冠水により被災をいたしました。現在は、仮設設備で運転をしており、水道水の安定供給のために、早急に復旧する必要があります。

今回の復旧工事は、受電設備、自家発電装置、計装盤、制御盤、インバーター制御盤、動力盤、制御盤、テレメーター盤、流量計、建具等の復旧で、大部分の機器を交換をいたします。

6月22日に指名競争入札を行いました結果、神戸市中央区雲井通7丁目1番1号、株式会社日立製作所神戸支店支店長、石塚俊志氏に、5,092万5,000円、消費税込みで、落札決定をいたしましたので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 今回、開札結果表を見てないので、ちょっと内容だけ確認しておきます。

指名業者数、それから辞退者は出たのかどうですか。入札ね。

それから、落札率の状況等お願いいたします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（野村久雄君） はい、お答えします。指名業者数につきましては、5社指名しております。

それから、辞退数につきましては、3社から辞退の申し出がありました。

で、入札率ですが、71.32パーセント。71.32パーセントでございます。

以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、他に。他に質疑はないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで、本案に対する討論を終結をいたします。

これより本案についての採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 77 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員と認めます。よって議案第 77 号、工事請負契約の締結について、中区加圧ポンプ場災害復旧工事は、原案のとおり可決されました。ここで、暫時休憩をいたします。資料配布のため。

午後 0 1 時 1 7 分 休憩

午後 0 1 時 1 9 分 再開

議長（矢内作夫君） はい。休憩を解き会議を続行いたします。

日程第 20 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 20、閉会中の所管事務調査についてであります。お諮りをいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（矢内作夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。お諮りをいたします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議ないと認めます。よって、第 36 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。

議長（矢内作夫君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。今期定例会は、去る 6 月 8 日開会以来、本日までに 17 日間にわたり、災害関連、また、町政当面の諸議案を審議いただき、特に、4 月の議会改選を経て、初めての定例会でありました。私自身、議長として初めての定例会であったわけではありますが、議員各位のご精励によりまして、ここに閉会の宣言をさせていただくことができました。誠にありがとうございました。今議会は、町民の皆様の長年の要望でありました議会のテレビ放映も、一般質問に限ってではありますが、実現をすることができました。この件に関しても、町民の皆様より、い

ろいろな、こう、ご意見をいただいております。また、反省すべき点は、反省をする中で、より信頼される議会の姿を見ていただけるように、共にこう、努力をしなければとも感じたところであります。

また、今年度、復興元年として、安全安心なまちづくりの再生を図るために、ここ1、2年が、本当にこう、大切な時期というふうに考えております。まあ、その意味からも、災害対策の特別委員会の活発なこう、議論を大いに期待をするところでもあります。

まあ、町長をはじめ、各課長さん方々には、一般質問、また、各委員会での、各委員からの意見には、特に考慮していただき、今後の行政に十分反映されますよう強く要望する所であります。

これから夏も本番になります。議員各位におかれましては、何かとこう、ご多忙の中とは思いますが、ご自愛をいただきまして、町発展のために、ご尽力いただきますよう、心からお願いを申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君）                      どうもお疲れ様でした。一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

まず、本議会にも、たくさんの議案を提案をさせていただきました。それぞれ、慎重審議をいただき、全て原案どおりご承認賜りまして、ありがとうございました。まあ、審議で、いろいろといただきましたご意見なりご質問の内容につきましては、執行にあたりまして、十分反映させていただきたいというふうに思っております。まあ、ありがとうございました。

また今、議長、お話のように、今議会から、佐用チャンネルによるですね、テレビ放映が始まりました。たくさんの町民の皆さんに見ていただいたようで、私の方にもですね、いろいろのご意見なり、見たというようなお話をいただきました。まあ、やはり、議会がですね、たくさんの皆さん方に興味を持っていただく、本当に、1つの大きな媒体になったのではないかなというふうに思いますけれども、やはり、議会での答弁、お答えするには、非常に重いものがございます。これからも、町民の皆さんにですね、信頼していただける、しっかりとした、責任のあるお答えをさせていただかなければならないというふうに思っておりますけれども、そのためにも、ご質問のいただき方、また、答え方、いろいろとまた、議会の皆さん方ともご相談もさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本当に、今日は、梅雨の晴れ間と言いますか、非常に爽やかな天気になっておりますけれども、また、明日から、梅雨前線が北上してですね、梅雨本番。また、7月に入りますと、梅雨末期ということですね、例年なら、非常にまあ、梅雨末期の豪雨、集中豪雨の起きやすい、そういう時期にもなって参ります。水害等、災害に対しましては、十分な注意を払いながら、対応して参りたいというふうに思っております。

また、本当に、じめじめしたですね、また、これから暑い日が続きますし、暑さに向かっておりますけれども、議員の皆様方、十分、健康にご留意いただきまして、佐用町のためにですね、ご活躍いただきますように、ご祈念申し上げます、お礼のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。お疲れ様でございました。

---

午後01時24分 閉会

